

令和 6 年

4 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和6年4月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年4月12日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（23名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員						
7 番	吉高祐二郎	委員	8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員				12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員	15 番	佐々木浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員			
19 番	佐藤 利篤	委員				21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員			委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（6名）

5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員	11 番	佐藤 晴子	委員
18 番	三浦ひとみ	委員	20 番	阿部 香美	委員	27 番	佐藤 耕造	委員

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	調整主任	元木由紀子	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第22号	農地法第4条の規定による許可申請について
議第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第24号	農用地利用集積計画について
議第25号	農用地利用集積等促進計画の認可について

議第 26 号 地籍調査事業による農用地の地目変更について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

それでは、皆さん、おはようございます。

本日は天気もよくて、農作業、本当にお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

令和6年4月の酒田市農業委員会定例会総会を開始したいと思います。

年度初めということで、恒例のようですけれども、農業委員憲章の唱和を行うことになっているようです。

では、唱和の読み上げを土田委員からよろしくお願いいたします。

○土田治夫 会長職務代理者

皆さん、ご起立ください。

春作業で大変お疲れのことと思いますけれども、まず年度初めですので、大きい声でご唱和をお願いします。

農業委員会憲章。

私たち農業委員会は、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員会と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一つ、農業委員会は、農業、農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

○土田治夫 会長職務代理者

どうもありがとうございました。

○今野事務局長

土田委員、どうもありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして、齋藤会長さんより挨拶をお願いいたします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございました。

では、総会の議長についてですけれども、酒田市農業委員会規定第19条によりまして会長が務めることになっておりますので、齋藤会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、5番、石川渡委員、6番、佐藤良委員、11番、佐藤晴子委員、18番、三浦ひとみ委員、20番、阿部香美委員、27番、佐藤耕造委員の6名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

では、配付いたしました資料の3ページ目からになります。ご覧いただきたいと思います。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3の届出書の受理について11件、2、農地の現況等に係る照会に対する回答について3件、3、解約11件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について142件、合わせて167件になります。

詳細につきまして、担当より報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議案書15ページをお願いいたします。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、今回7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

では、詳細につきましては担当から説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、39ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法

第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田23番、宮野浦二丁目の〇〇から飯森山二丁目の〇〇へ、宮野浦の田2筆、1,286平米、相手方の要望、所有権移転です。別紙資料の1ページをご覧ください。酒田23番、10アール当たりの売買価格が23万3,300円で、総額30万円となっております。

続いて、酒田24番、刈穂の〇〇から同じく刈穂の〇〇へ、刈穂の田1筆、1,694平米、相手方の要望、所有権移転です。別紙資料の1ページで、10アール当たりの売買価格が、酒田24番、10万円となっております。

続きまして、酒田25番、日の出町二丁目の〇〇から手蔵田の〇〇へ、手蔵田の田2筆、4,079平米を相手方の要望、所有権移転です。こちらは贈与となっております。

続きまして、酒田26番、大豊田の〇〇から同じく大豊田の〇〇へ、大豊田の畑2筆、336平米、相手方の要望、所有権移転です。別紙資料1ページ、10アール当たりの売買価格が、酒田26番、25万円で、総額8万4,000円となります。

続きまして、酒田27番、28番、29番は関連となりまして、酒田27番が、浜中の〇〇から同じく浜中の〇〇へ、浜中の畑3筆を2,978平米、相手方の要望、所有権移転で贈与です。酒田28番、こちらは酒田27番の渡し人、受け人が逆になり、浜中の畑1筆、3,381平米を相手方の要望、所有権移転で贈与となっております。酒田29番は、浜中の〇〇から同じく浜中の〇〇へ、こちらは渡し人と受け人の関係は親子となっております。浜中の田2筆、7,582平米を相手方の要望、所有権移転で、贈与となっております。

3条は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

4月5日に、第5班による農地調査委員会を行っております。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第21号については許可決定といたします。

◎議第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第22号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当より説明いたします。

○安倍農地係長

八幡1番につきましては、八幡総合支所佐藤専門員からお願いいたします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、41ページ、第4条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

八幡1番、申請人は、福山の〇〇、土地の表示は福山、田で、2,739平米になっております。申請理由、転用の理由は牛舎敷地への転用、農地区分は農用地、許可基準は農業用施設となっております。3月の定例総会で、酒田農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただいている案件であります。農用地区分が農地から農業用施設用地へ変更されている土地になります。このたび、転用地について分筆を行って、必要書類が整いましたので、4条申請があったものです。

最後に、資料の2ページ、申請地は八幡総合支所から升田方面へ約3キロメートル北上した土地になります。字限図配置図は、資料の2ページの下、3ページのとおりです。当該農地は、自己所有農地として水利に囲まれており、隣接する他の所有者はございません。また、決済金の支払いも終わっているとのことで、土地改良区の意見もいただいております。

別紙資料4ページ、5ページが、現地写真になります。ご覧のとおり、申請前に土地の入替えがございましたので、6ページのとおり申請人から始末書の提出がありましたので、受理しております。

八幡1番については以上です。

○安倍農地係長

続いて、松山1番です。

松山1番の案件については、申請人本人の名義と本人以外名義の農地を利用する転用案件となりますので、本人名義分は農地法第4条、本人以外名義分は権利移動が伴いますので、農地法第5条の申請となり、それぞれでご審議をいただきます。

それでは、続けます。

申請人は、庄内町の有限会社〇〇、申請地は山寺の3筆、944平米です。転用理由は豚舎敷地、農地区分は農振農用地、許可基準は農業用施設で、許可可能と判断しています。

別紙資料の7ページをご覧ください。

場所は、松山地区、山寺字小島、最上川左岸の庄内町側に一部残る酒田市の農地となり、字限図の青線部分が農地法第4条の申請箇所となります。

8ページの配置図をご覧ください。

申請人の〇〇の既存の畜舎施設の隣接に豚舎を新設する計画で、現在の密集飼育を解消して、病気による子豚の事故率を低下させることで、健全経営を図るということです。汚水については、既存の浄化施設で適正に処理するため、問題ないということです。

9ページ、10ページが、現況写真となります。赤線が転用箇所、隣接に見えるのが既存の豚舎となります。

なお、農振計画につきましては、農業用施設用地への用途変更は3月29日に完了しております。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

八幡1番の現地調査の結果を、7番、吉高祐二郎委員より報告願います。

○7番 吉高祐二郎委員

7番、吉高です。

八幡1番の現地調査の結果を報告します。

既存施設の拡張で、牛舎施設としての面積も適正であり、周辺農地への影響もなく、事前着工については始末書の提出もありますので、許可には支障がないと思われます。ご審議、よろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、松山1番の現地調査の結果を、1番、荘司太一郎委員より報告願います。

○1番 荘司太一郎委員

1番、荘司です。

4月1日に、佐藤利篤委員、農業委員会事務局と現地調査を行いました。当該申請地は、周囲を豚舎と農地と農道に囲まれており、申請者への聞き取りも行い、周囲への影響についても配慮されていることから、農業用施設敷地として転用することに問題はないと思われました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

以上です。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第22号については、許可決定といたします。

◎議第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第23号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

す。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

資料の42ページになります。

議第23号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、今回1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

では、詳細については、担当が説明いたします。

○安倍農地係長

松山1番です。

松山には、庄内町の〇〇、受け人は転用者である有限会社〇〇で、お渡し人の〇〇は、有限会社〇〇の概況となっております。申請地は、山寺の田2筆、968平米、転用理由は豚舎敷地、使用貸借権の設定です。農地区分は農振農用地、許可基準は農業用施設で、許可可能と判断しています。詳細の説明につきましては、先ほどご審議いただきました農地法第4条の松山1番は、案件と同様になりますので、割愛させていただきます。

別紙資料7ページをご覧ください。

農地法第5条でご審議いただく農地は、字限図の赤線部分2筆となります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果の確認になりますが、議第22号 農地法第4条の規定による許可申請の審議において報告いただいておりますので、割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第23号については許可決定といたします。

◎議第24号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第24号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

総会資料の43ページになります。

議第24号 農用地利用集積計画につきましてですが、1、一般事業（1）所有権の移転につきましては2件、（2）利用権の設定につきましては25件の申出があります。2、農地中間管理事業の利用権設定につきましては、427件の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、担当より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、43ページをご覧ください。

今回、審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載がありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業の常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、1、一般事業、（1）所有権移転です。公告予定年月日は令和6年4月17日です。

中平田2番、錦町二丁目の〇〇から熊手島の〇〇株式会社へ、手蔵田の田1筆、9,000平米、10アール当たりの対価が50万円、総額450万円です。移転の時期、支払い時期はともに令和6年4月25日です。譲受人の方は認定農業者で、農地所有適格法人になっております。

続きまして、浜中2番、宮野浦三丁目の〇〇から東京都世田谷区の〇〇へ、浜中の畑3筆、5,664平米、10アールあたりの対価が65万円で、総額368万1,600円です。移転の時期、支払い時期はともに令和6年4月30日で、譲受人の方はあっせん登録者となっております。

続きまして、44ページをご覧ください。

一般事業の利用権の設定です。

南遊佐1番、1万円の5年更新です。

西荒瀬4番、1万円の1年の更新です。

本楯5番、1万円の10年の新規です。

北平田3番、1万円の5年の更新です。

袖浦3番、4番、関連で、同じ借受人となります。袖浦3番が、2,639円の10年の新規です。袖浦4番が、2,609円の10年の更新です。

袖浦5番、6番が、同じ借受人の方になります。5,000円の5年の新規となります。

浜中4番、4,000円の5年の更新です。

八幡地区はよろしく願います。

○八幡総合支所 佐藤専門員

八幡地区になります。

45ページになりますけれども、八幡10番は、賃借料は米48 kilogramsの物納となっております。10年の更新です。

46ページ。

八幡11番は、賃借料1万円の10年間の更新となっております。

八幡12番、賃借料は1万円で、こちらは10年間の新規となります。

八幡13番、賃借料1万円で、10年間の更新になります。

八幡14番、賃借料は1万円で、こちらも10年間の更新となります。

八幡15番と、次のページの16番、関連となっています。借受人が同じ方となっております。賃借料はゼロ円から5,000円で、10年間切り替えとなっております。

八幡17番から23番まで関連になります。鳥海南麓の重倉団地並びに泥沢団地の畑について、株式会社〇〇が飼料用作物を栽培するために賃借権を設定するものとなっております。賃借料につきまし

ては、耕作されてきた農地につきましては5,000円、耕作されていない農地はおおむね3,000円で、賃借期間は3年から5年となっております。
八幡地区は以上です。

○平田総合支所 出嶋専門員

それでは、引き続きまして、平田地区の説明をさせていただきます。

平田13番、14番については関連です。貸付人が同一になっております。平田13番、賃借料はゼロ円で、10年の新規になります。14番、賃借料が1,260円とゼロ円で、3年の更新ということになっております。
以上です。

○安倍農地係長

続きまして、49ページ、2番の農地中間管理事業、(1)利用権の設定です。公告予定年月日は令和6年4月17日です。なお、中間管理事業の案件につきましては、本店会議を1月12日に開催し、そちらのほうでご承認をいただいておりますので、この場所での一件一件の説明は割愛したいと思いますが、総数のみを説明させていただきます。案件の合計が427件、筆数の総数が1,311筆、面積が292万1,703.99平米、出し手が340人、受け手が199人となります。
説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第24号 農用地利用集積計画についてはですが、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

議案の件数が多いため、審議の前に、精査のための時間を設けたいと思います。3分間、黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長 それでは、質疑に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議いたします。今回は、議事参与の制限に該当する委員が多いため、本案件を分けて、それぞれに該当する委員の退出を求めて審議いたします。

初めに、議事参与制限に該当する案件として、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、9番、佐藤秀之委員、13番、尾形大介委員が該当する案件があります。5名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限がかかる案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

中間管理事業・利用権の設定について、57ページ、本楯2番、3番、6番、7番。58ページ、本楯8番、9番、10番、12番。59ページ、本楯13番、16番、17番。60ページ、本楯19番。61ページ、本楯23番、26番、27番。63ページ、本楯33番、上田1番。65ページ、北平田1番、2番、3番。66ページ、北平田5番、6番、8番。67ページ、北平田9番、東平田2番。70ページ、中平田7番。71ページ、中平田12番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、中間管理事業・利用権の設定、本楯2番、3番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、16番、17番、19番、23番、26番、27番、33番、上田1番、北平田1番、2番、3番、5番、6番、8番、9番、東平田2番、中平田7番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案27件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら27件について計画決定といたします。

ここで、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員、9番、佐藤秀之委員、13番、尾形大介委員の退席を解除し、暫時休憩といたします

。

午後10時15分 休憩

午後10時15分 再開

○齋藤 均 議長

続いて、議事参与制限に該当する案件として、12番、兼山宏勝委員、23番、佐々木治人委員、7番吉高祐二郎委員、29番、遠田裕己委員、19番、佐藤利篤委員、21番、土田治夫委員が該当する案件があります。6名に退席を求め、暫時休憩といたします。

午後10時16分 休憩

午後10時16分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

中間管理事業・利用権の設定、72ページ、酒田1番。76ページ、酒田20番。81ページ、酒田44番。84ページ、新堀1番。103ページ、八幡6番、7番。104ページ、八幡11番。107ページ、松山7番。121ページ、平田10番。122ページ、平田11番、13番、14番、15番。123ページ、平田16番、18番、19番。124ページ、平田21番、22番、23番、24番。125ページ、平田27番、28番、29番。126ページ、平田33番。129ページ、平田48番、50番。134ページ、平田72番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、中間管理事業・利用権の設定、酒田1番、20番、44番、新堀1番、八幡6番、7番、11番、松山7番、平田10番、11番、13番、14番、15番、16番、18番、19番、21番、22番、23番、24番、27番、28番、29番、33番、48番、50番、72番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案27件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら27件について計画決定といたします。

ここで、12番、兼山宏勝委員、23番、佐々木治人委員、7番、吉高祐二郎委員、29番、遠田裕己委員、19番、佐藤利篤委員、21番、土田治夫委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午後10時19分 休憩

午後10時19分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定いたします。

以上により、議第24号については全て計画決定となりました。

◎議第25号 農用地利用集積等促進計画の許可について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第25号 農用地利用集積等促進計画の許可についてを上程の上、議題いたします。事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

それでは、議第25号 農用地利用集積等促進計画の認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、担当より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

令和5年4月に基盤法が改正され、集積事業が中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に一本化されましたが、令和7年3月の2年間の地域計画が策定されるまでは、経過措置として、従来の集積計画での手続が可能で、中間管理事業についても一括方式の集積が可能です。酒田市では、現段階では地域計画ができておりませんので、新規・再契約については、今、説明しました一括方式による従来の集積計画での手続になりますが、受け手変更のための移転については、新制度の促進計画による移転の手続が必要となります。

そこで、促進計画での移転を進めるため、農地中間管理機構であるやまがた農業支援センターに促進計画を定めるよう要請が必要になり、今年2月の定例総会において議決をいただき、促進計画策定の要請をしております。その要請を受けまして、やまがた農業支援センターより、議案書136ページのとおり、中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があり、認可してよいかをご審議いただくものです。

なお、認可につきましては、中間管理事業の推進に関する法律では、県知事の認可を受けなければならないとされていますが、酒田市では、山形県より令和5年4月に認可・公告の権限の委譲を受

けておりますので、酒田市において認可するものです。

それでは、内容を説明します。

今年、2月の定例総会において要請のご審議をいただいた内容と同じものになりますが、議案書の138ページから150ページをご覧ください。

受け手変更のための移転で、68件、276筆、56万3,717平米です。移転の理由として主なものが経営移譲や受け手の離農によるものです。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第25号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、認可することに特に問題はなしとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

議案の件数が多いため、審査の前に精査のための時間を設けたいと思います。1分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。議事参与制限に該当する案件として、9番、佐藤秀之委員、10番、飯塚将人委員、12番、兼山宏勝委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員が該当する案件があります。5名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

138ページ、1番、7番。139ページ、8番、9番。148ページ、54番、57番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、1番、7番、8番、9番、54番、57番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の6件について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら6件について許可することを決定いたします。

ここで、9番、佐藤秀之委員、10番、飯塚将人委員、12番、兼山宏勝委員、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午後10時27分 休憩

午後10時27分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の案件以外を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の案件以外を許可することを決定いたします。

以上により、議第25号については全て許可決定となりました。

◎議第26号 地籍調査事業による農用地の地目変更について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第26号 地籍調査事業による農用地の地目変更についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

それでは、議案資料の151ページからになります。

議第26号 地籍調査事業による農用地の地目変更につきまして、地籍調査事業を行った結果、農地から農地以外の地目へ変更するものについて、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細につきましては、担当から説明いたします

。

○安倍農地係長

それでは、地籍調査事業による農用地の地目変更について、152ページをご覧ください。

地籍調査事業は、国土調査法に基づき行われるもので、現況に合わせた地目、面積等にしていくため、土地を調査・測量して、確定していくものです。今般、意見を求められているのは、平田地区の山谷区域、山楯区域です。別紙資料の11ページに対象を示している図面がありますので、ご参照ください。少し分かりづらいんですが、濃い緑線で囲まれているところが調査区域になります。ご覧のとおり、調査区域は山間地が中心となっています。

それでは、議案の153ページ、農用地の地目異動調書集計表で説明してまいりますので、ご覧ください。

左側が登記地目の田から農地以外の地目へ変わるもの、右側が畑から農地以外に変わるものが示されています。具体的には、田から山林、原野等に変わるものが119筆、2万2,025.46平米です。畑から山林、原野に変わるものが96筆、1万4,813.34平米です。合計で215筆、3万6,838.8平米が、これまで登記地目が農地だったものが現況に合わせて農地以外になるものです。

1筆ごとの内容につきましては、別紙資料の12ページから20ページをご覧ください。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○ 8 番 五十嵐弘樹委員

8 番、五十嵐です。

議第26号 地籍調査事業による農用地の地目変更については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、変更内容に問題はなしとの意見の取りまとめを行っております。

○ 齋藤 均 議長

質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○ 齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第26号 地籍調査事業による農用地の地目変更について、変更に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第26号については決定いたします。

◎閉 会

○ 齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和6年4月定例総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時32分 閉会